

(1)

会場へのパソコン、USBの持ち込みはできません
データを印刷してお持ちください

会報 No.411 令和6年2月1日(木)発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03(3713)1141代 FAX:03(3713)1185
HP:www.meguro-aoiro-forum.com



めぐろ青色申告会
ホームページ

決算・個人サポート期間中、本財団の駐車場は利用できません。公共交通機関等ご利用ください

令和〇〇年分の 所得税及び
復興特別所得税 の 申告書

個人番号(マイナンバー)

生年
月日

令和5年分 決算・個人サポート

予約は
お済みですか?



令和5年分決算・個人サポートのご予約はお済みですか?
まだの方は令和5年12月に配布した予約申し込みのお知らせ
(イメージ左上)をご覧ください(HPに掲載あり)

【予約方法】

- ①ファックス (本会報P4へ掲載あり)
 - ②ハガキ (要 切手貼付)
 - ③インターネット (www.meguro-aoiro-forum.com)
- ①②③のいずれかでお早めにご予約ください

[決算サポート予約フォーム→](#)



e-Tax代理送信をご希望の方は、東京税理士会目黒支部のご協力により、2月中にサポート受講終了の方が対象予定です。*

*e-Tax代理送信は、送信件数によりお断りする場合があります。



ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

会員数5,706名 (R5.12.31現在)

消費税の個人サポートは3月13日(水)より4月1日(月)までです

完全予約制

決算期サポートが不足しています。できる限り一回の受講で終了するよう收支等 年間の集計をまとめてのご来局をお願いします

65・55万円青色申告特別控除の適用を希望される方へ

《貸借は一致していますか?》

事前サポートの受講なく、貸借対照表が不一致の状態で

決算サポートを受講された場合は、10万円控除とさせていただきます。

《ご注意ください!》

総勘定元帳の…

- ①現金残高が一日でもマイナスとなっている
- ②預金残高が通帳残高と違っている
- ③借入金残高が残高明細書と違っている
- ④各勘定科目の残高がマイナスとなっているなど

65万円・55万円の
青色申告特別控除は
適用できません

*限られた時間内にサポート員が一年分の帳簿を全てチェックするのは時間的に不可能です。

*決算・個人サポート受講3回目になる方は特別会費を1,100円(税込)追加いたします。

(住宅借入金控除、新築等別途22,000円~(税込)特別会費対象者を除く)

税務署のベルサー
ル 渋谷ファーストの相談会
場や税理士さんなどで
本財団では譲渡サポート
は実施していません。
買い替えがあつた方
譲渡・交換

必要書類(特に工事内
容がわかる見積書等)を
持つて2月中に受講して
ください。※要特別会費
新築・改築があつた方
本財団で事前サポート
を受けていない方は
お受けください。

お気をつけください



決算・個人サポート期間の注意事項とお願ひ

資料が足りないと・・・再来局が必要になる場合があります!

◆所得控除関連の証明書(控除を適用する場合) **控除証明書が必要**です。

- 小規模企業共済払込証明書
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書
- 国民年金・国民年金基金 控除証明書
- 寄附金の控除証明書

◆医療費控除について

医療費控除の明細書【内訳書】にご記入いただきお持ちください。

(領収書は、ご本人が5年間保存するため添付はしません)

記入漏れ、申告漏れにご注意ください

副収入や一時所得等の申告漏れ、医療費控除の計算誤り、寄附金控除の適用漏れ(ふるさと納税を行った方)などの誤りがないよう、来局前にもう一度ご確認ください。

他の会員の方へのご迷惑となりますのでご協力をお願いいたします!

- 集計や添付書類、帳簿等が不完全なままの予約。
- 帳簿づけが間に合わない、予約日を忘れていた…などの**当日キャンセル**や連絡なしのキャンセル。
- 医療費や保険料の証明書が出てきた、帳簿の金額が間違っていたなど、決算サポート終了後の訂正。

本財団では、職員がサポート対応のため、電話でのご質問にお答えできません

*お休み、1時からの予約対応の為、11:45~13:15は電話に出ることができません

決算・個人サポート期間中の質問は…下記の方法でご確認ください

<国税庁ホームページ> <https://www.nta.go.jp>

タックスアンサー
(よくある税の質問)



令和5年分
確定申告特集



確定申告期に多い
お問合せ事項Q&A



<目黒税務署 自動音声サービス>

- ① 03-3711-6251へ電話
- ② 自動音声に従い「0」を選択
- ③ 相談内容に応じた番号選択



ご不便をおかけしますが、
ご理解、ご協力いただきます
ようお願い申し上げます。

● 決算・個人サポート期間中は、消費税インボイス制度、電帳法の質問等は受けられません。サポートをご希望の方は4月以降にご予約ください。

インボイス発行事業者の登録を受けた方

消費税の確定申告が必要です！



インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間※の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。※令和5年分の基準期間は、その2年前の令和3年分をいいます。

i インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)となった方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができます特例「**2割特例**」が設けられています。

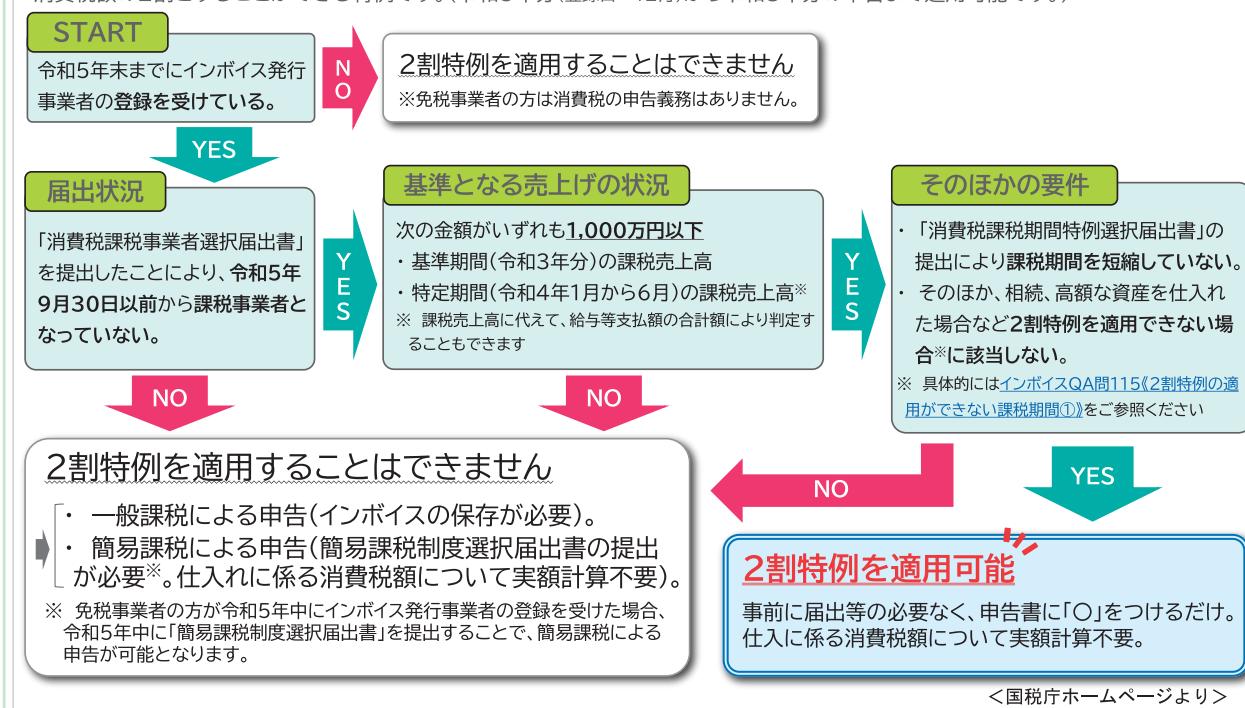


インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和5年分の申告用
(個人事業者用)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができます特例です。(令和5年分(登録日～12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)



<国税庁ホームページより>

詳細は、国税局ホームページにてご確認ください。

負担軽減事業者登録に係る対応手順
概要の小説



「インボイス制度と2割特例の適用に関するFAQ」
の申告用(個人事業者用)が分かれています。



医療費控除は、必ず明細書を作成の上、受講してください（医療費の領収書は5年間保存）

ご利用ください！青色の保険

～手頃な掛金で会員さんやご家族の暮らしの安心を支える幅広い補償をご用意しております～

入院・死亡の保険（補償）

青色共済

70歳6ヶ月以下まで加入可能になりました！



ケガの保険 熱中症リスクも補償! 傷害保険 90歳まで加入可能

個人加入より割安保険料 がん保険 89歳まで加入可能

介護に備える 団体介護保険 85歳まで加入可能

* 詳細、お申込みは本財団HPをご覧いただきか、事務局までお電話ください。

NEWS 《青色申告会会員限定》
夜間・休日往診の『ファストドクター』との提携サービスを開始！

医師が自宅にくるアプリ!

青色申告会特典あり!

ファストドクター

詳しくはこちら▶

保険・
医療証
適用



詳しい内容は、同封のチラシまたは本財団ホームページをご覧ください。

FAX送信方向

令和5年分決算・個人サポート ファックス予約申込書

予約日時 月 日 時

★階段移動が困難で、1階でのサポートを希望〈□する〉

会員 No.

会員名

住所

電話 ()

業種

※この用紙に直接記入し、送信ください。

送信後は本人控えとして、予約当日に受付
に提出ください。

※送信ミスのないよう送信記録をご確認くだ
さい。

※希望日時が定員に達して、予約できないと
きのみ、事務局からご連絡いたします。

重要事項

適切なサポートのために必要です。必ずご記入ください。

1~15で該当する番号をすべて○印で囲んでください。〈 〉内は
いずれかを○で囲み、下線部には必要事項を書き込んでください。

1 下記2~15に該当しない

〈事前サポート受講↓〉

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 2 新規開業の方：令和5年_____月に開業した | 〈済・未〉 |
| 3 建物を新築した | 〈済・未〉 |
| 4 大きな修繕をした：_____万円程度 | 〈済・未〉 |
| 5 土地・建物等を購入した | 〈済・未〉 |
| 6 相続があった | 〈済・未〉 |
| 7 車を購入（または買換）した | 〈済・未〉 |
| 8 青色申告特別控除 65・55万円の適用 〈継続・初めて〉 | 〈済・未〉 |
| ・電子帳簿保存申請 | 〈済・未〉 |
| ・マイナンバーカード（写真付）取得（e-Tax〈本人送信〉の際必要です） | 〈済・未〉 |

※初めての方で事前サポートを受けていない方は、ご自身で貸借対照表を一致させてからご来局ください。

65・55万円控除適用のための複数回受講はお断りする場合もあります。

※代理送信は日程等により希望に添えない場合があります。

9 土地・建物等を売却（または買換）した

※事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」をお持ちください。

10 本財団に令和5年4月以降に入会した

11 令和5年3月以前からの会員で初めて受講する

12 特定口座以外の株式等の譲渡があった ⇒ 税務署にて、計算書を作成してきてください。

13 特定口座の株式等譲渡（有・無）

14 令和5年中に（休業・廃業・事業主死亡）した

15 同日に家族の方もサポートが必要な方 → _____人分

※サポートを受けるご家族のお名前、業種をご記入ください

お名前： _____ 業種： _____

めぐろ青色申告会事務局行 24時間受付
FAX：03-3713-1185

※決算・個人サポート予約をファックスで申し込む場合は、この予約申込書に必要事項をご記入いただき、お送りください。